

高知市指定障害児通所支援事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者又は法第24条の34第1項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費（以下「障害児支援給付費」という。）に係る指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導（法第57条の3の2の規定により行う質問、立入り、検査等をいう。以下同じ。）について基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、指定障害児通所支援事業者等に対し、高知市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第22号）又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定める指定障害児通所支援等の取扱い又は障害児支援給付費の請求に関する事項について周知徹底させるために行うものとする。

(指導の形態及び頻度)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、原則として一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとするが、閲覧状況等の確認が可能な媒体によるオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信及び資料等の送付による実施も可能とする。

(2) 運営指導

運営指導は、指導の対象となる指定障害児通所支援事業者等に対して、指定障害児通所支援事業者等の事業所において、原則として実地に行うものとする。

2 運営指導は、指導の対象となる指定障害児通所支援事業者等に対して、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については3年に1回以上、その他のサービスを行う事業所については原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上の頻度で実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、新たに指定した障害児通所支援事業者等については、当該指定後3年以内に運営指導を実施するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合その他の障害児通所支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、当該障害児通所支援事業者等に対して、優先的に運営指導を実施するものとする。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、本市に所在する全ての指定障害児通所支援事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の方針に基づいて対象の選定を行い、指導を実施するものとする。

(集団指導の対象の選定基準及び実施方法)

第5条 集団指導の対象の選定は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費の請求の内容、制度改正の内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて行うものとする。

2 市長は、集団指導の対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、集団指導を行う前に次に掲

げる事項を文書により当該指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

- (1) 集団指導の日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 指導内容等

3 集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費の請求の内容、制度改正の内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとし、当該集団指導を欠席した指定障害児通所支援事業者等に対しては、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴及び資料の閲覧状況について確認するものとする。

(運営指導の対象の選定基準及び実施方法)

第6条 運営指導の対象の選定は、運営指導が必要と認められる指定障害児通所支援事業者等を対象に行うものとする。

2 市長は、運営指導の対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、運営指導を行う前に次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。ただし、指導の対象となる事業所において障害児支援給付費の著しく不正な請求等が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したならば当該事業所の日常におけるサービスの提供状況等を確認することができないと認められるときは、指導開始時に通知するものとする。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 運営指導は、指定障害児通所支援等事業者等指導指針（平成26年3月28日障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙主眼事項及び着眼点等（以下「別紙主眼事項及び着眼点等」という。）に基づき行うものとする。この場合において、別紙主眼事項及び着眼点等中の非常災害対策に係る非常災害には、火災だけでなく水害、土砂災害等の自然災害を含むものとする。

4 運営指導は、運営指導の対象となる指定障害児通所支援事業者等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて指定障害児通所支援等の担当者、障害児支援給付費の請求の担当者又は関係者の出席を求め、関係書類等に基づき面談方式で行うものとする。なお、施設・設備及び利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、活用にあたっては、指定障害児通所支援事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

5 市長は、運営指導の結果を文書により当該指定障害児通所支援事業者等に通知するとともに、改善が必要と認める事項があるときは、当該事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 市長は、運営指導の実施中に次に掲げる場合に該当するときは、当該運営指導を中止し、直ちに高知市指定障害児通所支援事業者等監査要綱（平成30年7月24日制定）に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 障害児支援給付費に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合
(指導拒否への措置)

第8条 市長は、運営指導の対象となる指定障害児通所支援事業者等が正当な理由なく当該指導を拒否したときは、監査を実施するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等に対して行う指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。